

令和6年瑞穂町教育委員会第6回定例会 会議録

令和6年6月27日瑞穂町教育委員会第6回定例会が庁舎3階の会議室（3－2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 日野 元信 君 ・ 2番 村上 豊子 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 大井 克己 君・教育部長 目黒 克己 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 小林 洋之 君
・教育指導課 統括指導主事 田中 暁 君・社会教育課長 橋本 正志 君・図書館長 友野 裕之 君
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 1人

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 報告事項1 瑞穂町小・中学校給食費等保護者負担軽減給付金支給事業実施要綱の制定について

開会 午前9時00分

大井教育長 ただいまの出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより、令和6年瑞穂町教育委員会第6回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により、教育長において、1番、日野委員を指名いたします。

日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告につきましては、別紙記載のとおりでございます。何かご質問はございませんでしょうか。

(「質問なし」の声)

大井教育長 ご質問ないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

日程第3、報告事項1、瑞穂町小中学校給食費等保護者負担軽減給付金支給事業実施要綱の制定についてを議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長 ご説明いたします。報告事項1については、町立小・中学校の児童・生徒と私立学校等へ就学する児童・生徒の公平性を期すため、別紙のとおり瑞穂町小・中学校給食費等保護者負担軽減給付金支給事業実施要綱を制定したので報告するものです。

詳細につきましては、学校教育課長が説明します。

学校教育課長 説明いたします。資料を1枚おめくりください。第1条は、目的で、昨今の物価及び教育費の高騰に伴う子育て世帯が抱える不安の解消、子どもたちの健全な成長を支え、私立小・中学校等に通う児童・生徒の保護者の給食費の負担を軽減するために必要な事項を定めています。

第2条は、支給対象者を定義しています。瑞穂町立小・中学校児童・生徒学校給食費無償化支援実施要綱の対象とならず、かつ生活保護を受給していない者で、具体的には、第1号で、町外の国立学校、公立学校

及び私立学校に在籍する児童・生徒、第2号で食物アレルギー、宗教上の理由等のために学校給食を喫食せずに弁当を持参している児童・生徒、第3号で町長が特に必要と認める者を定めています。

第2項では、町以外の国、地方公共団体等から本給付事業と同様の措置を受けている場合は、給付金を支給しない旨を定めています。

第3条は、支給金額で別表に規定しています。別表は、1枚おめくりいただき、下部の附則の次の別表になります。年額では、小学校低学年が49,940円、中学年が51,810円、高学年が53,680円、中学生が61,270円になります。

第4条は、支給及び申請の方式、第5条は代理による申請を、第6条は支給の決定を、第7条は申請受付開始日をそれぞれ定めるものです。

第8条は、給付金の周知等を定めるもので、現時点では、広報みずほ4月号の町長の施政方針、最終ページの町長メッセージ、教育委員会のおしらせページで広報しています。また、みずほの教育第46号、令和6年6月1日発行の7ページでも紹介しています。申請書につきましては、今後、対象者に直接郵送する予定です。

第9条は、申請が行われなかった場合等の取扱、第10条は不当利得の返還、第11条は受給権の譲渡又は担保の禁止、第12条は補則をそれぞれ定めます。

附則として、この告示は、告示の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

大井教育長
村上委員

以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

昨日、羽村・瑞穂地区学校給食組合の教育委員会がありまして、その中で、PTAの試食会がどうなっているのかということを質問しました。コロナ禍明けということもあって、PTA活動が停滞してるのではないということも含めての質問だったのですが、昨年度は、瑞穂町の各学校で試食会が全て行われたということで、非常に給食に対して関心が高いということで、ありがたいことだなと思いました。安心安全な給食を届けるためには、やはり保護者の関心も必要なことだと思います。無償化によって、そのことが、変化が

ないように、引き続き給食に関心を持っていただくようなあり方が必要かなと感じています。

学校教育課長

ご意見ありがとうございます。やはり、給食が無償化になったからといって、お金も払わないからということで関心がなくならないようにしなければいけないということは当然だと思います。こちらにつきましては、羽村・瑞穂地区学校給食組合と協力しながら進めていくことにはなりますが、組合には管理栄養士がいらっしゃいますので、食育活動等もより多くできるような形で調整をして、依頼もしていきたいと考えております。

大井教育長

ほかによろしいですか。ほかにご質問ないようですので、委員にはさようご了承願います。

以上をもちまして本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。これにて令和6年瑞穂町教育委員会第6回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午前9時08分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員